

権利変換の処分の公告

本個人施行者の施行地区内において、令和6年9月26日付北都計指令第35号指令により北見市長の認可を受けた権利変換計画の変更に基づき、都市再開発法第86条の規定により、下記のように権利変換の処分の公告をします。

記

1. 第一種市街地再開発事業の名称

北見市中央大通沿道地区第一種市街地再開発事業

2. 施行者の名称

個人施行者 アルファコート北見中央大通沿道地区開発株式会社
代表取締役 川村裕二

3. 事務所の所在地

北海道札幌市中央区北1条東1丁目7番地1

4. 権利変換計画に係わる施行地区又は工区に含まれる地域の名称

北見市北2条東1丁目	20番
北見市北3条東1丁目	20番、21番、22番、23番、24番、25番、26番、27番
北見市北4条東1丁目	18番、19番、20番、21番、22番
北見市北3条西1丁目	20番
北見市北4条西1丁目	21番

5. 権利変換期日

令和5年4月24日

6. 権利変換計画の変更の認可を受けた年月日

令和6年9月26日

令和6年9月30日

北海道札幌市中央区北1条東1丁目7番地1

個人施行者 アルファコート北見中央大通沿道地区開発株
代表取締役 川村裕二

